

---

---

Doshisha Education Research Center of Social Welfare  
同志社大学社会福祉教育・研究支援センター

ニュースレター No. 11

2010. 7. 31



同志社大学社会福祉教育・研究支援センター  
〒602-8580 京都市上京区新町通り今出川上ル  
新町キャンパス臨光館414号室  
Phone (075) 251-4902 Fax (075) 251-3028  
E-mail [derc-sw@mail.doshisha.ac.jp](mailto:derc-sw@mail.doshisha.ac.jp)  
URL <http://gpsw.doshisha.ac.jp/>  
編集・発行：埋橋孝文

---

---

## 社会福祉（学）を取り巻く厳しい状況を見据えて

センター長 埋橋孝文

本号は2009年12月12日に開催された同志社大学大学院 GP 総括講演会を取り上げています。これは文字通り「総括」を目的として開催されたのですが、今日の社会福祉（学）が直面している課題や厳しい状況をヴィヴィッドに伝えています。

と同時に、社会福祉士の職域拡大などに関して今後の方向性を打ち出すとともに、一大学、一学科での取組みで何が可能かを示す内容となっています。

なお、2009年度下半期から同志社大学大学院 GP の成果を公表し、また総括する取り組みをいくつか行ってきました。12月の講演会における「同志社大学大学院 GP 総括報告（埋橋孝文、野村裕美）」や「韓国の2つの大学で英語による発表（4プロジェクト、7名、うち院生5名）」などですが、紙幅の関係上これらは本号には掲載できず、センター HP (<http://gp-sw.doshisha.ac.jp/>) にアップしています。そちらのほうをご参照いただければ幸いです。

センターは2010年度に入ってこれまでに「第2回同志社大学（京都）・中央大学（ソウル）東アジア社会福祉セミナー」を開催し（5月）、また、7月にはアメリカの医療保険改革や日本のセーフティネット張り替えなどをテーマとしたセミナーを開催します。社会福祉（学）を取り巻く厳しい状況を見据えた地道な活動を続けてまいりますので、一層のご協力、ご支援をお願いする次第です。



---

特集1 大学院 GP 総括シンポジウム（大橋謙策、白澤政和、牧里毎治）

特集2 各種講演会・シンポジウム報告

- 書評2点
1. 埋橋孝文＋同志社大学社会福祉教育・研究支援センター編『新しい福祉サービスの展開と人材育成』（法律文化社、2010年3月刊行）
  2. 埋橋孝文＋連合総合生活開発研究所編『参加と連帯のセーフティネット：人間らしい品格ある社会への提言』（ミネルヴァ書房、2010年6月）

ヘルシンキ便り (2) 春－夏のヘルシンキから（石川素子）

**特集 1**

## 大学院 GP 総括シンポジウム

### 大学・大学院における社会福祉教育—現状と課題

司会（上野谷） 今日「大学・大学院における社会福祉教育—現状と課題」というテーマで、なかなか一堂に会することができない3人の日本を代表する先生方をお迎えしております。

3人の方を紹介させていただきます。お一人目は大橋謙策先生です。日本社会事業大学学長で日本社会福祉学校連盟会長でもあります。日本学術会議会員を2期務められました。日本の社会福祉学をリードしてこられた先生でございます。続いて白澤政和先生です。白澤先生は大阪市立大学大

学院教授として現在、日本学術会議会員。日本社会福祉士養成校協会会長としても社会福祉士を職域拡大、世界の中で、どういう位置づけになるかということに、心をいためながら職務を全うされております。最後に牧里毎治先生です。関西学院大学教授で日本地域福祉学会会長として地域を応援する活動で、実践を大事にしながらいち全国を走り回っておられます。

それでは大橋先生からどうぞよろしくお願いたします。

#### 大学院の社会福祉学教育とグローバル・スタンダード

大橋謙策（日本社会事業大学学長、(株)日本社会福祉教育学校連盟会長）

##### 改めて嶋田啓一郎先生の本を読んで



今日は同志社大学大学院 GP のシンポジウムにお招きいただきまして、ありがとうございます。午前中が学内学会の嶋田啓一郎先生生誕100年ということで、改めて嶋田啓一郎先生の本を読んできたところでございます。実は嶋田先生が『地

域福祉研究』という雑誌の中で、パールマンと会った時の話が出ておまして「人間というのはその能力と関心の成長につれて、師や友の敬愛や執着の高さ、広さ、深さを変えていく存在なのだと考えさせられた」と書いておられます。私自身も嶋田先生の本は読んでおりましたが、改めて今回、読み直してみても、私は嶋田啓一郎先生、岡村重夫先生の理論をきちんと継承発展させることが日本の社会福祉学には欠かせないと、改めて実感をしたところでございます。

もう一つ今回、同志社大学に呼ばれてよかったと思うのは、実は東京の興望館という戦前から続いているセツルメント、隣保事業がありますが、そのセツルメントの始まりは新島襄と一緒に同志社をつくる時に頑張ったデービス先生のご令息が大きなかわりをもっているわけでありまして。嶋田啓一郎先生はデービス博士のご令息とシカゴ大学で会っている、そんなことを聞いて改めて人間関係の持つ重要性を認識したところでございます。東京の興望館は賀川豊彦もかんでいるわけで、嶋田啓一郎先生の賀川豊彦との関係も、まさに深いものがあるわけで、阿部志郎先生もお話をされたと思います。そういう中で同志社が存在していること、嶋田先生の理論があるということを改めて今日は感じたところでございます。

私の用意したものは「大学院の社会福祉教育とグローバル・スタンダード」ですが、『月刊自治フォーラム』の11月号の小論です。関西ですから「岡村重夫先生の思想的源流と理論的發展課題」を用意しております。コラム「岡村理論の思想的源流と理論的發展課題」はミネルヴァ書房から出るのであろう論文の粗稿で、意見をお聞きしようかと思ってお配りしました。岡村重夫先生、嶋田啓

一郎先生の継承発展を考えることが、今日の社会福祉学教育、大学院での研究等に大きなかかわりを持っているからということで今日は用意させていただいたということでございます。

### 社会福祉の位置づけをめぐる

さて「大学院の社会福祉学教育とグローバル・スタンダードの問題」ですが、社会福祉学はある意味で、古くて新しい問題ですが、ある程度考えないといけないと思うのは、人類の歴史上の大きな問題だった「生老病死」「鰥寡孤独」の問題を解決するためにはいろんな対策があるわけでございます。その多様な社会の制度として発展してきたものは、最初は未分化な状況でございましたから全部ひっくるめて「救貧制度」と言っておりますが、歴史でまたそれを教えるわけですが、私はそこに問題がある。歴史的に出てくる救貧制度は、その後、社会保険制度とか、社会手当、公的扶助とか、社会福祉と分化してきているわけでございます。都合のいい時だけ、昔の救貧制度のすべてを未分化に包含した状態のところを言って、新しく出てきた制度の中で、社会福祉をどう位置付けるかということは、必ずしも整理しないままに教え、教えられているのではないだろうかということでございます。

二つ目は、社会福祉は他の一般施策と異なり、個人や家族の生活技術能力、家政管理能力や養育力、介護力が脆弱になった際に、その人及び家族の自立生活を支援する営みとして主張されるもので、金銭給付や現物給付という制度設計では問題解決できない対人援助を伴うところに特色があり、その営みである。ある意味で「力動的統合理論」という嶋田先生が考えたことは、社会制度一般ではない、それだけでは問題解決にならない、その側面を大事にされたわけですね。「人格」などを持ち込まれてきているわけで、それがどういう意味を持つのかということをお金、社会手当、公的扶助、社会福祉、もっと広くいえば社会政策とのかかわりで考えていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

その点を岡村重夫先生は「社会環境の客体的側面だけに着目する一般的施策だけでは不十分であって、社会関係の主体的側面を問題にする個別化援助の方策がなければならない」と指摘したわけで

ありまして、一般施策と生活問題を抱える人の主体的側面、そのかかわり、そこにこそ社会福祉が重要な意味を持っているわけで、岡村理論と嶋田啓一郎先生の理論と相通じる部分は、そこにあるのではないかと考えています。もちろん全く同じということを行っているわけではありませんが、木田徹郎先生とか仲村優一先生も皆、同じように研究し、苦慮した歴史があるわけですが、もう一度、私は、嶋田先生なりが、マルクス経済学で大河内理論を学びながら、「それだけではないんだ」と言っていることの持つ意味を考えないといけないのではないかと。そうしないと生活問題をやる時に労働経済学的な視点からの社会政策で切ろうとする、その問題分析は一つの側面としてありますけれども、それだけでは問題解決にならない、その意味を考える必要があるのではないかと考えています。

そのようなことを前提にした上で、私はここで書いたものは、日本福祉大学の大学院創設40周年記念の講演を先月やったところでございます、その時の基調報告でしゃべったもののレジュメと、ほぼ同じものを用意していますので、そのうち報告書が出されると思いますので、その日本福祉大学の講演録を読んでいただければと思います。結論めいたことだけ言いますと、私は戦後社会福祉の展開における誤謬があった、制度設計における誤謬があったと考えた方がいいと述べました。その誤謬をそのまま残して21世紀の新しい社会福祉の思想、哲学を教える、制度設計をすることには無理があると考えているわけでございます。

### 戦前期社会事業における積極的側面

一つは戦前の社会事業における積極的側面と消極的側面の継承と断絶ということでもあります。これは『月刊自治フォーラム』の小論を読んでいたと思いますが、海野幸徳とか、高田慎吾、小河滋次郎、文部行政の流れでいけば、川本宇之介とか、乗杉嘉寿とかという人たちが社会事業には積極的側面と消極的側面があると言っているわけです。社会事業における精神性と物質性は大河内一男も言っているし、堀秀彦も言っていますけれども、結果的に戦後の社会福祉というのは実は戦前の社会事業の消極的側面だけを引き継いだわけでありまして、積極的側面を引き継がなかったと

いう大変大きな問題があるわけです。なぜ引き継がなかったかはようやくわかってまいりましたが、GHQの指示ということもあるわけです。それはGHQが立て続けに生活困窮状態に対する援護をもとめて、その対策に追われていくこともあるわけでございます。一方で積極的社会事業は文部省に任せろということが指示されるということもあって、戦前の大正期なかばから昭和15年くらいまでの思想である社会事業の積極的側面は事実上、戦後、捨象されてしまったということでございます。

積極的社会事業とは一体何だったか。一つは生活問題を抱えている人は自分の生活を客観化し、自分の要求を自覚し、自分の要求を叫ぶことができない。したがってソーシャルワーカーはその人のおかれている生活を客観的に分析し、その人が自分の要求を自覚できるように援助することだ。そのことを通してその人の生きる意欲、生きる希望を見だし、人生を再チャレンジしていく、そういう支援をするのが積極的社会事業だ。それこそがソーシャルワークだという趣旨のことを述べているわけであります。救済の精神は精神の救済である。そこまで言い切っているわけですね。海野幸徳は超越的社会事業までいっちゃいますから、観念的と批判されますが、超越的な部分は除いたとしても大変大事な主張をしている。同じことはドイツのアリス・ザロモンが指摘をしているわけですね。

もう一つ積極的社会事業の側面としては、いくら本人たちが頑張ろうとしても、それを押しつぶすほどの社会の偏見、差別がある。社会の制度の不備がある。社会の制度の不備や差別、偏見をなくしていくことも大事なことなんだということであります。この辺に着目して鋭く主張するのが同志社大学元教員だった大林宗嗣でありまして、ある意味で私なども大林宗嗣はソーシャルワークというより大衆運動家になっていったというふうに前回の同志社大学の学内学会で報告をさせていただいた内容となります。

### マルクス経済学の影響と憲法第13条

もう一つは労働経済学的救済と金銭的給付で、嶋田啓一郎先生も大河内一男論文を批判的に検証しているわけでございますが、嶋田啓一郎先生は、「弁証法的神学」ということで卒業論文を書いて

いますから、弁証法に着目したことがあるかもしれませんが、結核で療養している時に改造社の『マルクス・エンゲルス全集』を読んでいるということですから、あの時代にそれを読んだというのは大変なことだと思います。多かれ少なかれ、戦後の社会福祉関係者は孝橋正一先生だけではなく、皆、マルクス経済学に引きつけられたし、魅力を感じた部分はあるわけでございます。そういうマルクス経済学的側面と大河内一男先生の戦前の「我が国における社会事業の現状及び将来について」という論文、それは後に『社会政策の基本問題』に収録されますが、その中で社会政策と社会事業を分ける。社会政策を労働経済学の賃労働と資本に引きつけた社会政策にグーッと絞りこんじゃう、この影響は大変大きいわけでございます。私はどうみても戦後の社会福祉は労働経済学に基づいた救済制度だと。これはある意味では対人援助を伴う社会福祉ではないわけですね。これを混同してしまったところがあるのではないかと。

3つ目は憲法25条、89条の桎梏と、13条の幸福追求権の位置であります。私は朝日茂さんが起こした人間裁判と呼ばれる朝日訴訟にずっと学生時代からかかわってましたから憲法25条の持つ意味は随分論議させていただきました。その重要性を戦ってまいりました。しかし学生時代から朝日訴訟を守る会の事務局長をやらせていただいて、その重要性はわかりますが、いつも腑に落ちなかったのは、なぜ憲法13条から説き起こせないのかということでございます。戦前の論文を読んでみても教育権と生存権とか、憲法13条に関わるような考え方はずいぶんあったわけでございます。しかし25条に引きつけられていく。それは保護請求権という意味では25条の持つ意味はいっぱいありますが、25条は「健康で文化的な最低生活」と「最低」と入っている。自己実現していくものは必ずしも、そこにはないわけですね。嶋田啓一郎先生は部分的には批判されていますが、アブラハム・マズローの欲求階梯説を使って、そのものつ意味を重視されているわけです。私はアブラハム・マズローの欲求階梯説は気をつけないとまずい。要件としては重要なことを言っているけれども、階梯説というのはいかかなものだろうかと思っております。いずれにせよ13条から説き起こせない社会福祉思想、言論は何だろうかというのが、ずっ

と私の悩みでございました。他のところで論文を書きましたが、私はクリスチャンではありませんし、仏教徒でもない、そういうものにとっては原罪といわれても、そこから説き起こすこともできないし、慈悲というところから説き起こすことはできない。私は憲法13条の持つ意味を考えたいとずっと悩んでまいりました。なぜフランスで自由と平等、博愛という「博愛」が入ったか。これは自由と平等を担保するためには博愛という機能がなければ成り立たなかったわけですね。13条に着目すれば自己実現は当然出てくるわけで、1960年代からずっと私は自己実現サービスという言葉を使ってきたわけでございます。なんで福祉サービス利用者とか、すべての国民が、幸福を追求することとかをもっと大事にしないのか。我々は劣等処遇論など教えていながら、なんで戦後の社会福祉において一人ひとりの自己実現を考えてこなかったのだろうか。これが社会福祉の言論、思想の中になぜ入ってこないのかと、ずっと悩みでございました。最近はかなりの方が13条のことを言ってくれます、ある意味で自立のとらえ直しが出ています。従来は労働経済学に必要な経済的自立、経済的な自立に向けての身体的な自立、こういう流れでものごとをとらえてきてしまった、そこに問題がありはしないかということでもあります。

1970年、心身障害者対策基本法がつくられますが、その第25条に障害を有する人の文化、スポーツ、レクリエーションがやれるように環境醸成しろと書いてあります。これはわかると思います。ところが一方で障害を有する人が文化、スポーツ、レクリエーションをやりたくなるように意欲を喚起しろと書いてあります。今でいうエンパワーメント・アプローチなわけです。障害福祉論の研究者の中でその第25条に関わってエンパワーメント・アプローチの部分について分析し、論及したものを私は残念ながら読んでおりません。もし書かれていたら教えていただきたいのですが、ずっと気になっています。なぜ障害を有する人の文化、スポーツ、レクリエーションをやりたくなるように意欲を喚起しろというところに着目してくれないのか。

同じことが老人福祉論の13条にほとんど着目している人はいないわけです。13条イコール老人クラブ助成論になっている。違うんじゃないか。そ

ういう意味では研究者自身の貧困観が貧困であるし、福祉観が貧困だということをずっと私は言い続けてまいりました。これは憲法25条の問題だと。一方で博愛に着目できなかったのは89条の影響です。公の支配に属さない宗教、博愛、慈善、教育活動に公金を支出してはならないという89条の規定があるわけです。イギリスの梯子繰り出し理論とか平行棒理論を嶋田先生も紹介していますが、我々も授業で教えるわけです。だけど憲法89条との関係で、博愛を、どう教えていくのか。それはイギリスのベヴァリッジレポートの1942年レポートは教えますけども、1948年レポートはほとんど教えてないわけです。テキストにも書いてないわけです。同志社大学の卒業生であった岡田藤太郎先生がずいぶん早くからやっています。上智大学の籠山京先生がずいぶん早くに触れています。ただし上智大学の籠山先生のヴォランティアアクションの論説は否定的でございませぬ。なぜ、こういうふうになっちゃうのか。今の制度設計、制度設計の思想が果たしていいのかということに改めて問い直しをしなければいけないのではないかとこのように考えました。我々このへんを無防備に学生に教えていないか。あるいは戦後の制度設計を善しとして研究していないか。もっと歴史研究や世界との比較研究をしていく必要があるのではないかと。そういう意味では嶋田先生の検証の仕方は、改めてすごいなと思ったところでございませぬ。

#### 分析科学、設計科学、実践科学としての社会福祉学

二つ目は、私は社会福祉学というのは社会学、労働経済学と違って、分析科学であり、設計科学であり、それを統合する実践科学だと考えてきました。分析科学と設計科学の統合化を図る実践科学だと考えているわけです。どうい生活問題を抱えているのか、それは社会の制度の不備に問題があるのか、それとも社会の制度は整っているが、生活者の方に問題があるのか。あるいは両者のかかわりに問題があるのかを多面的に分析していかなければ問題が見えてこないはずだと思っているわけです。ある意味では医学よりもよっぽど難しい診断技術を身につけなければならない。しかし憲法89条との関係があつて、戦後は、ずっと措置行政でできてしまいましたので、問題をきちんと分析するところが非常に弱かったわけでござ

います。戦前はある意味で制度が十分でなかったこともあって、問題発見を大事にやってきたわけですが、戦後は、なまじっか、措置行政がしっかりできて、それに見合う制度設計をしたために問題を発見するという意識が弱かったし、そのことに関する研究を十分発達させてこなかった、それを対人援助としての社会福祉に結びつけてもっときめ細かく個別にアセスメントをするという手法、考え方、視点と枠組みが出てこなかったのではないかと考えているわけでございます。

一方で、社会学はそれを分析して終りでいいかもしれませんが、社会福祉は分析したものをどう改善するか、解決するかを考えないといけないわけです。それは設計科学です。しかも、その上で改善、解決することは当然、実践科学の面があるわけですから、実践仮説を持っていないといけないうわけでございます。ところが従来の実践というのは、制度にあてはまるか、あてはまらないかということの判断をするにすぎなかったのではないかと考えているわけです。私は、1990年頃までは日本にソーシャルワーク実践はなかったといってもいいくらいだということを言い続けてきたわけですが、ようやくここ20年、ソーシャルワーク実践が見えるようになったということですが、それは分析科学と設計科学でございます。設計科学は考えてみると一種のプログラム評価法をきちんと身につけていかないといけない。どういう問題を、どういう目標に向かって解決するか、解決する際の手段、介入のプログラムは何か。介入のプログラムが正しかったかどうかをきちんと評価をするサイクルをしない限り、うまくいかないのではないかと。その意味では措置行政が重要な役割を果たしている時には、その措置行政の解説をしていければ、あるいは批判していれば研究者だったかのような錯覚を福祉関係者はしたのではないかと考えているわけでありまして。これからは社会福祉は分析科学と設計科学の二つを統合した実践科学ということにもっとウェイトをおく必要であるのではないかと考えています。

社会福祉分野の独自の固有の分析手法と設計の手法が科学化できないうちに、実はヒューマンサービスとしての医療、看護から実は攻め込まれているわけでございます。もっと広くいえば他の居住の問題からも攻め込まれているわけでありまして。

ようやく社会福祉が見えるようになったなという時には、もう専門他職種のチームアプローチをやらざるをえない。その中でまた社会福祉は埋没していくのかというのが、私にとって危機的な認識でございます。それに関して正直なところ社会福祉関係者は余りにも無関心すぎる、鈍感すぎる、これは大変な状況だと考えています。このままいけば社会福祉学はなくなるだろうと。私の日本学術会議会員の時にせつかく社会福祉学の細目を科学研究費の細目で作ってもらいましたが、維持できるかどうかわかりません。後の白澤先生に委ねるしかないということでありまして。

### 社会福祉士教育のバブルと危機的状況

私は、「社会福祉士及び介護福祉士法」ができる時の学校連盟の事務局長でありまして、あまりにも労働経済学的な社会福祉研究なりがはびこっている時に、もっと実践科学としてやっていくためには職員の資格をきちんとしっかりしていくことが必要だろうという資格化を求めてまいりました。その時にそのような資格化をしたら、各福祉系大学はみな、均一化するから反対だ、国家統制になると、さんざんばら、反対していた研究者たちがたくさんいるわけです。そのことは20年すぎた今でも忘れないほどの辛い思いをしてまいりました。ところが結果的に、つくってみたら、皆、福祉系大学横並びになったわけです。横並びは絶対だめだと、こういっていた人たちに、資格をつくる必要があると説明したにもかかわらず、それに反対していた人たちも含めて今日では全部横並びでございます。各大学の特色は何もない。歴史研究はほとんどない、思想研究もない。こんなので社会福祉学の学問研究のサイクルが回るのか。社会福祉士の養成課程の科目をテキスト的に書いて教えれば、それが大学だということのかを疑問をもっており、私はどうみても納得できません。これも危機的な状況でございます。結果的に養成校が増えたことによって社会福祉士教育のバブルが出てきたと思います。社会的には社会福祉学研究のレベルは相当に地盤沈下したと思います。私は多分、私の大学院で習ったことの方法が古すぎるのか知りませんが、研究者養成のサイクルは回っていないと思っているわけでございます。ある意味で社会福祉士養成校の教員を養成

し、研究者養成をしていないのではないかと思っています。

グローバル COE、グローバル30時代における社会福祉系大学院の位置の課題ですが、グローバル30も事業仕分けの中で見直しをされましたから、どうなるか、わかりませんが、このバブルの中で福祉系大学院は3分化したのではないかと。一つは「高度専門職養成」、二つ目に「資格養成校教員養成」。3つ目は「専門多職化グローバル時代における研究者養成」。この20年間は2番目の資格養成校教員の養成に大学、大学院が皆、靡いてしまったのではないかと。そこで教員になったら私は研究者だというけど、教員イコール研究者ではないと思います。少なくとも私の思っている研究者は専門多職化時代、グローバル時代における研究者養成ということでありまして、他の学問分野と伍して喧嘩できるか、他の学問分野から評価されることを考えない限りはだめだと思います。私も社会福祉学会の中だけでやっていたら、見えなかったかもしれないが、日本学術会議に行かせていただいて他の学問分野と論議をする時に、如何に社会福祉学のレベルが低いかを実感するわけでございます。だからこそやや過激になるわけですが、井の中の蛙になったら絶対いけないと思います。まして国際的な状況を考えると日本の今の大学の研究者の水準は私も含めて非常に低いのではないのでしょうか。私は今、嶋田先生の本を読み直してみても、嶋田先生は「論考を書くと、すぐに新しい状況が分かってきて、自分が書いた論考、講演が恥ずかしくなった」と書いていました。それは私の現在の心境も同じで早く研究者から逃れたい、責任をおしまいにしたい、この重圧は大変なものだ、他の学問分野に伍して頑張っていけないといけないという重圧から逃れたいというのが一番の願いでございます。ほんとに学問というのは、そういうことだろうと思います。やっても、やってもキリがない。満足しない。ましてや他の学問分野と、きちんと伍して評価されることをやっていく、こういうことに堪えられるのが研究者なの

ではないか。そういう意味では嶋田先生は偉い先生だったかと、つくづく思っているところでございます。

今また高度専門職養成ということが出てまいりました。専門社会福祉士との関係。専門社会福祉士は学歴でマスターを出れば専門社会福祉士になるわけではないのです。社会事業大学の専門職大学院を含めて、そういわざるをえないと思っているわけです。つまり学部卒業して社会福祉士の資格をとった上に、何を専門的な内容、力量として身につけさせていくかということをもっと論議をしないといけないと思っているわけです。ただ領域を特定したから、スペシフィックで専門なんだというふうにはならない。スペシフィックであれ、二段階目のジェネラリストであったって、専門を積むためには、どういう力量、どういう内容を学び、どういう技術を修得するかを先にきちんとつくらないと、しかもそれは他の専門職種の人たちから評価されるものでなければならぬ。仲間うちの傷のなめあいではだめなんだということ、私はつくづく思っております。現在、日本保健医療福祉連携教育学会ができて、他の学問分野と論議をします。再来年(2011年)は日本医学会総会でソーシャルワークのことを発表しようとしています。医療の世界にソーシャルワークは大事だということと言わないかぎりやっつけられない時代ではないかということにして、どこまでもつかどうか、わかりませんが、そんなことも考えながら、グローバル COE、グローバル30時代を考えないと、ほんとに日本の社会福祉学、社会福祉教育は先行きが見えなくなってくるのではないかと思っています。私はもう少しで年金生活者になると楽しみにしていますが、この重圧に堪えていくには若い人に頑張ってもらわなければならないと、正直なところ、ご苦労だけど、期待したいというのが今の気持ちのホンネでございます。以上でございます。ありがとうございました。

(文責・編集部)

## 大学・大学院における社会福祉教育—現状と課題

白澤政和（大阪市立大学大学院教授、(株)日本社会福祉士養成校協会会長、日本学術会議会員）



### アメリカと韓国を訪問して

本日は同志社大学 GP シンポジウムにお招きをいただきましてありがとうございます。大橋先生が大変厳しい議論をされたんですが、11月、アメリカと韓国に行ってまいりまして、それぞれ目的は違うんですが、アメリカの学会ではワシントンで NSW と CSW に行ってまいりました。日本のソーシャルワークを取り巻く現状、ケアマネジメントというソーシャルワークにとっては大変重要な技術がさまざまな専門職によって、今、使われている。しかし介護福祉士や看護師が圧倒的に大多数を占めているという話や、今、スクール・ソーシャルワークを何とか学校に定着させていこうとしているわけですが、今まで実績のあるスクール・カウンセラーに私たちは追いついていかないという話をアメリカの CSWE、NSWE でしてまいりました。アメリカも same situation だというわけです。同じ状況だと。先程、「喧嘩をする」とか「攻め込まれている」という大橋先生の話がございましたが、まさに私たちは自分たちが生き抜くためにソーシャルワークというものを社会的にどう確立させていくか。これは世界的な課題だと、日本だけの問題ではないと思って帰ってまいったことを、まず申し上げたいと思います。そのこととあわせて今、日本で何をしたいかといかないのか、そんな話をさせていただこうと思っています。

もう一つは韓国に行ってまいりました。韓国はコミュニティセンターに専門職をおきながら活動している。皆、ソーシャルワークの人たちはコミュ

ニティセンターに行くんですが、実は最近、新しい動きが韓国で起こってきています。それはヘルスファミリー・サポートセンター、家族福祉を展開するセンターが全国でつくられていて、これは家政系の人たちが中心になって相談に乗っていく。家庭経済とか、それも国家資格であります。3カ所、韓国で見ましたが、ソーシャルワーク以上に非常に戦略的な支援をしている。家族の虐待等の予防の教育から始まり、相談を受け、虐待等に結びつける体系的な組みができあがっている。そういう意味では大橋先生から積極的社会事業のお話がありましたが、そういう中で予防的な問題をきちっと入れ込み、一つの体系を我々はどこまでつくってきたのか。韓国は逆に、ソーシャルワークではなく、他の専門職が、そういう方向でファミリーサポートに動いている。これもまたソーシャルワーク、我々自身のもつ力の弱さなのかなと思っているわけでありまして。今日、私に与えられましたテーマが、社養協会長の立場もございまして、社会福祉士を中心にしながら、なおかつソーシャルワーカーを、どのように育てていけばよいかについてお話をさせていただこうと思います。

### 今回の法改正における衆議院の付帯決議

数だけ増えたソーシャルワーカー、社会福祉士ということですが、4万5000人の人たちが試験を受けるまでになりました。ずいぶん多くの人たち、累計で12万4000人の合格者になっています。しかしながらこの職種を見ていただくと、圧倒的に社会福祉施設で働く人が多いわけです。しかし昨日も研究室に大阪社会福祉士会の皆さんがお越しになって「社会福祉施設のソーシャルワークって何なのか。自分たちの中にインデンティティができていない。研究会をやりたい」ということで相談に来られたんですが、現実には多様な職種があります。その他もあります。ソーシャルワーカーの仕事は厚生労働省の範囲を越えて、さまざまな領域で活動する、これは介護福祉士や看護師とはずいぶん違う職種だという認識を、どうもち得るかということだろうと思います。

今回の制度改革についてはご存じの通りでございますが、簡単にお話をすると、国家資格の議論もございます。これについてもアメリカのCSWEで話をしてきたものですが、アメリカはアクレディテーション (accreditation) という制度であります。学校を認定する。日本は国家試験というサーティフィケーションです。アメリカはアメリカで悩みをもっています。アクレディテーションは自主的にやっていて、いいなと思もあるわけですが、実はアメリカの悩みは、アクレディテーションにして学生の資質の差がずいぶん広がっている。試験制度を入れざるをえない状況になっている。こういうことを考えると日本の制度とアクレディテーションを、どうミックスさせいくかが大事ではないかと思いますが、今回の制度改革、これはいろんな反対もございましたが、1050時間を1200時間に拡大し、相談援助技術を実践能力を高めるということで、120から180時間に、演習を120から150時間に広げる。あるいは新たな就労の領域を目指すために就労支援や成年後見、更正保護の新たな科目をつくりだしていく。そして実習担当教員について、実習担当者につき一定の条件をつける。同時に実習演習は学生を20名以下にする。実習演習を強化させることによって実践能力のある人材を社会に送り出していくということが、今回の制度見直してあったわけでありまして。皆さん方、ご存じの通りだろうと思いますが、私は今日、申し上げたいのは、今から私たちはどうい社会福祉教育を、ソーシャルワーク教育をしていくのかということ、そのことを社会福祉士に焦点をあてながらお話をさせていただきたいと思っております。

一方で社会のニーズに答えられる優秀な人材をどう育てていくか。もう1点は社会に向けて、どういう活動をしていくのか。社会福祉士、ソーシャルワーカーをいかに社会のニーズをキャッチし、それに答えられるように外部に働きかけていくのか。社会に働きかけることと、内部で人材養成をきちっとしていく、この車の両輪がバブル状況になっていると大橋先生はおっしゃっていますが、それができれば社会福祉教育、ソーシャルワーカーを社会に責任をもって輩出するということになるのではないかと考えているわけでありまして。私たちが考えていることは、今回の法改正で衆議院の

付帯決議できちんと書かれているわけでありまして。このことを実践することが大事だと。国会が「こういうふうに社会福祉士をつくっていけ」というわけでありまして。国会が決めた話ですが、一つは「福祉事務所での社会福祉士の登用をやれ」と。二つ目が「社会福祉施設の施設長や生活指導員等での社会福祉士の任用の促進を図れ」。今のような社会福祉主事の体系から社会福祉士で施設の職員を任用していけと。3番目が「司法、教育、労働、保健、医療分野での社会福祉士の職域の拡大を図っていきなさい」。専門社会福祉士という社会福祉士の上に新たな資格をつくることによって、その専門性を高めていけと。さらには「国家試験の見直しをし、実践能力のある人材が通れるような試験制度にしる。同時に試験ではなかなか計ることのできない実習指導体制を充実することによって実践能力のある人材を試験以外の部分で教育していけ」というのが、国会の付帯決議であります。この付帯決議を実行さえすれば、私たちの大きな力になっていく。同時に、そういうことができる印籠を渡されたと思っているわけでありまして。

### 社会福祉教育と職域拡大

その中で第一の側面、教育の課題であります。教育というのは3つの課題があると思っております。一つは司法改正に基づいて本当に実践能力のある人材を養成していくということと、同時に今回の法改正で1月に行われる試験、新たな試験で、と思っておりますが、ここできちっと実践能力をもった人を選べる試験ができるのかどうかという課題。そして3つ目が実習指導体制を、どう充実し、エビデンスを出していくか。

第二の側面は、どこで職域を広げていくのか。一つは福祉事務所、現実に福祉事務所で社会福祉士の任用は、ほとんどありません。あるいは児童相談所もしかり。行政領域での任用を、どう図っていくのか。あるいは社会福祉施設、これは付帯決議と同じ内容ですが、保健医療、教育、司法、労働等の領域で職域を、どう拡大していくか。こういうことをやっていかない限り、おそらく職域の拡大は進まないわけでありまして。そういう意味からいうと、第一の側面、教育。実践能力のある人材養成に向けた基礎づくり。今、やっております

すカリキュラム、シラバス、演習実習教員の養成、実習指導担当者の設定。さらには国家試験のあり方の見直しの報告書が今回出ましたが、演習、実習を、どう充実していくか。この基本的な方向について問題はないと思います。ただ今からやらないといけない課題を、4点を指摘したいと思います。

一つは人権豊かな人間性を備え、国際性、情報テクノロジーに優れた人材を配していくための教養教育を見直していく必要がある。二つ目が、今の教育はジェネリックなソーシャルワーカー、社会福祉士と位置づけて養成していつている。これをスペシフィックな側面で、どのように養成していくかという課題があるだろうと。三つ目が、ソーシャル・アドミニストレーション、ソーシャル・ポリシーといわれる社会福祉政策の立案、社会事業の運営教育を、どう教育の中に組み込んでいくか。4点目はインターナショナルまで、すぐにはいなくても、韓国に社会福祉士がありますが、中国は社会工作者という制度が新たにできている。そういう中での互換性、共通性を、どのように共有化させていくか。こういうことが今の社会福祉士養成教育の大きな課題だろうと思います。

学術会議の対応ですが、これは学士力をどう高めるかということで、文部科学省中央教育審議会から学術会議に依頼があった件ですが、学生の一定の質、社会福祉士についても一定の質の担保を、この3年間かけて学術会議で議論することになっております。最低限こういう教育が必要ではないか、ソーシャルワーク教育の中で。これが学術会議で議論が始まっている部分であります。これは同時に大橋先生が会長をされています学校連盟のアクレディテーションとの調整も進めながら、最低限の基準づくりをつくりあげていかないといけない。こういう中で一定の質を担保していく。

### スペシフィックなソーシャルワーカーの資格

学術会議の中で一定のコンセンスを得て提案した将来の社会福祉教育を、どのように方向づけるか。今までは国家資格としての社会福祉士と精神保健福祉士の資格しかなかったわけですが、もう少しスペシフィックな医療ソーシャルワーカーの認定とか国家資格をミックスした仕組みをつくりあげていこう。アクレディテーションは、それと

しての課題がある。国家資格は柔軟性、融通がきかない制度です。両方をミックスする中で資格制度の創設として医療や高齢者、障害、スクール・ソーシャルワーカー、司法ソーシャルワーカー、レジデンシャル・ソーシャルワーカーという認定制度を、きちっとつくりあげていこう。同時に横の串として権利擁護、退所退院、虐待、就労支援とか一定の 이슈をもとに認定資格をつくりあげていく中で、ソーシャルワーカーのレベルを上げていく。同時にその行き着く先に今回出ている専門社会福祉士をつくりあげていこうという動きの中で議論を進めているわけでありまして。社会福祉士会は、まだ対応はできていませんが、学校では認定スクール・ソーシャルワーカー養成課程をつくりあげましたが、ずいぶん反対もありました。しかしこれをどういうふうの一つひとつ、つくりあげていくか。社会から評価されていくのかということですが、こういう資格制度をつくりました。現在、10校ですが、来年度、10校程度が追加されるのではないかと。大変学生からの人気も高い。応募者も多い。こういうことが就職化や常勤化につながっていく一つの運動として社養協では展開しております。

次には社会福祉士の4割が施設で勤めている。同時に施設のソーシャルワークが理論的に体系化されているわけではない。そこで認定施設ソーシャルワーカー課程を何とかつくりあげていきたい。日本社会福祉機関に、認定施設ソーシャルワーカー資格制度に連動させてほしいと思っているわけですが。こういう制度をつくることによって介護保険や障害者領域で働いている認定組織にソーシャルワーカーがいれば、エビデンスとして、たとえばチームアプローチがうまくいくとか、ケアプランでQOLの高いプランがつけられるとか、同時にエビデンスの結果として加算が獲得できる。ソーシャルワーカーがさらに発展していくということを今、考えているわけでありまして。その意味では今まではジェネリックな教育をすればよかったんですが、もう少し専門教育の中にスペシフィックな部分を大学教育の中にも入れこんでいく。同時にそのことが将来的に専門職大学院構想とつながっていくだろうということで、ジェネラリストとしての教育につながるスペシャリスト教育を、どこまで入れこむかということが、今の私たちの課題なんだ

ろうと思います。そのことのキャリアパスとして、マネジャーとしての価値、知識、技術が専門社会福祉士の位置づけという時代を迎えていかないといけない。その中で継続教育と大学院教育が役割を果たしていくという時代を、今から迎えていくだろうということでもあります。

全体としての資格制度の体系化ということでジェネリックという視点で、さまざまな応用をもったソーシャルワーカーが養成される。こういうことが大事な状況になっていると思います。最終的には専門社会福祉士という資格をつくり、この資格が将来的にスーパーバイザーになっていく一定の方向づけだ。そのことはスーパービジョン論、施設マネジメント論、地域マネジメント論、会議運営論、法人経営管理論という知識を追加することによって専門社会福祉士は位置づけられていくのではないかと。これは私の個人的な考え方ですが、日本社会福祉士会を中心に、いろんな団体が集まって議論しているところですが、指導的な職員をつくりあげていく。同時に単に社会福祉士に止まるのではなく、一定のいろんな資格を、認定制度をつくりながら最終的に経験を積みながら、専門社会福祉士につながっていく、こういうことなのではないかと。社会福祉のキャリアパスは、社会福祉士から、いろんな認定を受けた社会福祉士になり、最終的には専門社会福祉士、こういう道筋を、どうキャリアパスとしてつくりあげていくかということが、他の領域から「皆さん方がやっている仕事は私たちの仕事と、これだけ違う。専門性が高い」と説明していく一つの材料にしていくことになるのだらうと思います。

### 3科目主事の撤廃と社会福祉士の職域拡大

行政や社会福祉施設などの採用に向けて。どのようにして採用戦略としてやっていくか。まずは福祉事務所の査察指導員で2.6%しか社会福祉士がいない。これが現実であります。しかしながら福祉事務所はずいぶん変わってきました。大阪府で社会福祉士をもっている人、今年、資格をとれる人を対象にした行政の試験が、ずいぶん増えました。10ほどの市町村が、そういう試験を始めています。今まで大阪市、大阪府かやっていた福祉職採用試験とはずいぶん違います。福祉職採用試験は心理学、社会学、社会福祉の人たちが受けら

れる試験でした。今回は社会福祉士の資格をもっている。保健医師の試験制度と、ずいぶん近い仕組みができてきています。それをどのようにして普及させていくか大事だと思うし、そのアクションを起こしていくことの責任を感じています。

京都府でもいくつかの市町村が社会福祉士に限定した試験制度、精神保健福祉士に限定した試験制度をやっているはずであります。そういうものを、どう広めていくかを考えていただきたい。その背後には地域包括支援センターができてきたことも大きく影響していると思います。障害者の相談支援事業ができたことも影響していると思います。

施設ですが、老人ホームの相談員の23%しか、社会福祉士を持っていない。老人保健施設は33%です。こんなことを考えますと、なぜ施設に社会福祉士が採用されないか。その根底には社会福祉主事で相談員はこと足るからであります。今までは社会福祉主事と社会福祉士を横並びにしてきたわけですが、3科目主事は局長通知で処理ができるらしいですが、3科目主事をまずは撤廃し、そして社会福祉主事ではなく、社会福祉士が、この仕事をしていく運動を展開していかなければならないのだらうと思っています。

さらに保健医療教育、司法領域での職域開拓、医療は頑張って医療社会事業協会を中心にして社会福祉士で診療報酬がつくようになりました。これを、どう広げていくか。DPCの対象病院に社会福祉士がいることによって評価が上がる。機能評価指数にも社会福祉士を入れようという動きが出てきています。

教育の領域、スクール・ソーシャルワーカーで文部科学省に働きかけていて、今年度、12月末、来年度予算が出ますが、12億円用意しているということで、スクール・カウンセラーを民主党は各中学にスクールカウンセラーを入れるとmanifestoに入れてあります。同じような形でスクール・ソーシャルワーカーを全中学におけるということで、12億の予算をつくったという、噂ではありますが、何とか、そういう仕組みに持ち込んでいきたいということでもあります。

認定スクール・ソーシャルワーカーの養成課程をやっている。そういうことが、もう少し職能団体の中でも資格制度を、どうつくりあげていくか、

これを共同して議論していく必要があると思っています。これがスクール・ソーシャルワークの内容であります。

司法はずいぶん進みまして全刑務所にソーシャルワーカーがおかれています。少年院の半分に社会福祉士をおいています。科目としても更正保護をおいて展開していつている。そういう意味では、法務省から、社会福祉士の配置が、刑務所出所後の自立支援に役に立つということの評価を得ています。エビデンスをつくりながら広げていく作業をやっけていかないといけないだろうと思います。

労働領域は、なかなか進まないんですが、先般、山井和則政務官にもお願いしてきましたが、今年度はハローワークで就労斡旋と生活保護と同時に生活資金の貸付、住宅の斡旋を省く、ワンストップサービスを行うと、国は言っています。「ついてはぜひ、そこに専門職として社会福祉士を配置してほしい。そうでなければ、そういう人たちの

自立支援にならない。適切なサービスにはつながらない」という要望をしてきたところであります。

ソーシャルワークの方法、技術、価値というものを、どう高めていくかという課題と、アメリカのNSWが言っている5つの部分を発展させなければ、ソーシャルワークは発展しない、そういう社会的承認、社会に承認させていく、こういうことを今からやっけていかなければならない。社会的承認、国民から最終的に承認を受ける。しかし地方自治体や国、雇用している経営者の社会的承認を一方の運動の展開、第二の側面にとらえていくことも大事だということ、社会福祉士として、どういう活動をしているか、その一定のアクションと、もう一つは教育を、どう深めていくか、この車の両輪が大変重要だということを申し上げて話を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(文責・編集部)

## 地域福祉をコアにする社会福祉教育の挑戦と展望

牧里毎治（関西学院大学教授、日本地域福祉学会会長）

### 1 大学、1 学部の一人の教員の取組みから



お二人の大所高所からのお話に比べると1大学、1学部の一人の教員の取組みになりますので、具体的ではあるかもしれませんが、どう噛みあえるのか探りながらお話をしていきたいと思っています。

私も会員ということで学部は文学部社会

学科福祉コースを出たんですが、大学院は大阪市立大学に移りまして、井岡先生から「逃げた」といわれるんですけど、逃げたわけではなく、たまたま大阪市立大学の方が、試験日が早かっただけなんです。ライバル校に就職しまして、いつも同志社を意識しながら負けてはならんという取組みをやっています。今日、お話をさせていただくことは、社会福祉教育、社会福祉士養成教育とは

外れたところで取り組んでいる話になるかと思いますが、それはそれで広く福祉の教育としては必要ではないかという思いでやっています。中身は学問的というよりも、教育というフィールドに実践的に取り組んでいるということで、まだ途中経過です。最近取り組んだ学科設立に関しては、2年生を迎えているわけで、これからの結果待ちとなりますので、中間報告ということになるかと思っています。思い入れが先走るかもしれませんが、ご容赦りたいと思います。

### 関学社会福祉学科の歴史と特徴

一つは社会学部社会福祉学科での取り組み。今日、なぜここに至ったかということを理解していただけるかと思っています。関学は社会学部の中の社会福祉コースでしたが、1998年に社会福祉学科になりました。社会福祉士の養成教育をやるから、ということで学科にされたそうで、それで私もハンティングされたんですが、同窓の室田先生、今井先生がいるので、関学を代表してしゃべっているのかなど。そうか、そんなふうに考えていたの

かということになるかもしれませんが、そういう個人的な観点からお話をさせていただくことを了解していただきたいと思います。

学科ができたんですが、いろいろ感ずることがあります。関西学院は竹内愛二さん、武田健さんというリレーの中で特色のあるソーシャルワーク教育がされていた。行動療法とか。関学を出ますと大学院に入れてくれない、ちゃんと留学しなさいと。もちろん社会学科は旧帝大の先生が多い、東大、京大とか。それに負けないようにするには英語がしゃべれる研究者をとというのが、武田健先生の戦略だったと思いますが、社会福祉を漠然とやっても太刀打ちできないから行動療法1本でいこうと、そういう人材を多く輩出されたのは皆さんの記憶に残るところであるかと思います。しかし学科にすると、そういうわけにいかないということで、社会福祉士の教育を見ると、どうも政策系が弱いとか、制度が弱いとか、当然、あるわけで、その中で社会福祉士の養成教育をしないとイケなかった。社会福祉士養成教育がもっている、ある意味での魔力というか、学生は集まってきました。それはいいんですけど、逆に資格教育に偏ってしまう。社会福祉の思想、社会事業史とかを選択する人たちが少なくなる。理由は、はっきりしているんですね、試験に出ないから。必修にすると、とるんですが、ほとんど聴いていない。たくさん学生のとりまから90分の授業で、静かにしなさいということで、本来、大学として伝えないといけない、社会人として最低限もっていないといけない社会の見方、人間の見方、これを学ばないで出ていく学生を送り出しているのではないかという危機感がありました。そうはいつでも社会福祉学科の中で実習教育を、どう考えるか。事例ももたない教育者が増えてきたと。大橋先生にも「お前は実践が、ないじゃないか」と、いつもお叱りを受けるんですが、実習というのは教育も研究も学生も実践の入り口を見られるフィールドなんです。これを何とかできないかと考えたのが「地域福祉型実習」という、わかりにくいものです。

#### 「地域福祉型実習」の取組み

社会福祉協議会に実習に行かせるのに、これまでは見学実習が多かったんです。お願いして預け

て、社協は高齢者のデイサービスセンターをもっていますから、デイサービス職員で入って入浴、食事介助して、ボランティアセンターと社協に入って実習をする。学生も不満をもつし、指導する方も不満をもつような中身なんですね。いろいろ工夫はしたんですが、特化して地域に入る、地域に入って地域のリーダーの人と一緒にやって汗をかいて、成果を残して帰ろうと、ある種のサービスマーケティングという考え方で、そういう実習ができないかと。宝塚市の社協と独占契約をしまして「他の大学は入れないでください。学生は10人単位でとってください。ただし教員も来ます」。看護教育と同じで、幾度となく行く。そうでないと丸投げでは教員は地域の問題意識もわからないし、そういう体制ができない。たまたま日生財団のプログラムに、大橋先生、白澤先生のご理解も得まして採択していただいて、これを使ってやろうと。いやがる宝塚市社協を口説いて持ち込んだわけです。

一つは学生自身が問題を発見して、そこでどういうプログラムを考えたらいいか。地域の人と一緒に考える、社協の職員と一緒に考える。どうなることかと思いましたが、中には復興住宅に一軒一軒調査表をつくって足で回る。実習の期間を完璧にオーバーするわけです。それでもやるんですね。なぜやったか。そういう機会に学生は飢えている。どういう問題を抱えているか。先生も行くと初めてわかるわけです。地域の人と一緒に、こういうことをやったらどうかと、生きてくるんですね。そこで3年間のプログラムをつくらないといけないので、頭の中で一応、1年目はニーズ調査をやろう。2年目は資源調査をやろう。どんなことができるか。空き家がどこにあるか、どんな人が、どう手伝ってくれるか。3年目はそれを事業化しよう。できたら日生財団以外からお金を集めることができないか。これが学年を代えてリレー式でいこうと組み立ててやったんですが、限界がある。ニーズ調査、資源調査のところまではいい。3年目、お金をとってくるのは大変なんですね。もちろん地域の中で、ボランティアベースでいろんな取り組みが出てきたわけですけども。特化をして取り組む教育の仕方ができないかと始めました。最終的には事業化できなければ一生懸命やっても就職先がないわけですね。実習をやっ

て、どこに行ったか。普通の金融機関とか生命保険会社とかに行く、社会福祉士の資格をとりながら。何をしているか、わからへんわけですね。これは何か変えないといけないというのが「社会起業家養成」という、わけのわからん学科を、2年前、準備期間からすると5年前から始めました。

### 社会起業学科の挑戦

「社会起業」と言っていますが、私なりに「社会事業」を一文字、変えただけのつもりなんです。石井十次とか留岡幸助の話がありましたけど、社会事業家という人たちは全部自分でニーズを発見して、資源を探し、スポンサーを探し、職員を育て、自分も成長していったわけでしょう。そこに学ばないと福祉は伸びないのではないかと。制度ができたが、制度から、はみ出るものについての考える人が少なくなってきた。社会福祉士資格をとらない人が、現場に飛び込んでいっている。結構、いるんですね、フィリピンのスラム街に行つてとか、カンボジアの買春問題に取り組んでいるとか。僕はそういう人たちのところに昔の社会福祉を学んだ専攻生の姿がだぶって見えたんですね。それこそ大企業に行かずに飛び込むわけです。社会福祉士に行く人は資格がほしい。安定した職がほしい。リスクが少ないところを選んでいく。これはちょっと福祉の危機だなと思ったんです。福祉って、リスクをもった人のところに行くわけです。リスクが面白いとか、リスクから何ができるということができないかな、というのが、「社会起業」という発想だったんです。社会福祉の制度ではカバーできないもの、それに目を付けて拾い集めて事業化していく。なんかそういうイメージをもってやったんですけど。最初はなかなか理解してもらえませんでした。もう一つは人間福祉学部という福祉系の学部をつくったわけです。縮小しようとしているのに逆を行っているわけです。でも社会福祉だけを拡大するだけでは誰もウンと合わないだろう。むしろ社会福祉の教育で足りないものを形にする。それで一つは「社会起業学科」と、もう一つは「人間科学科」という、人間の基礎をやれるような、看板はね。できているかどうかは別ですが。社会福祉学科が母屋なんだけど、そこにウィングをつくらうと。したたかな気持ちもあるんですけど、当然、大リストラの時代が来

る。今の人数は削らないといけない。大きくしておいたら削る要員も増える。逆手をいったわけですね。非常勤も多くとりました。文句を言われましたよ、「こんなに非常勤は、いらんだらう」と。大阪府立大学では苦勞しましたからね。人件費は減らすわ、非常勤の数は減らすわ。コマ数は増えるわで、苦い思いをしましたから、どうせそういう時代が来るなら最初から非常勤も多めにとっておこうと。一つにするとそこを何%と削らないといけない。コマ数を増やすと、実習はぎょうさんある。何か所も。実習の非常勤をたくさん増やした。文句を言われました。「教員数が少ないのに、これだけ非常勤の数が多いのはおかしいじゃないか」「いるんです。社会福祉協議会とか企業に行く実習生と一緒にできない。NPOもまた違う。NGOも違う。病院のワーカーも違いますよね。違う。だから一人ひとりいるんだ」と押し通したんですね。後が怖いですけどね。来年あたりから先生はいるけど、学生はいない、どうしようとか。枠はとった方が勝ちですからね。いなくても閉講にしておけばいいわけで。そんな、したたかな計算もあるんです。

表向きは「学生が病院実習に行きたい、社協実習に行きたい、企業実習に行きたい、教員は用意しておかないといけないのが大学の務めでしょう」と。これは正論ですよ。否定できないもの。こういう考え方もあったんですけど、純粋には社会福祉では、なかなかとれないような科目、社会思想、講義だけではなく演習までおくと。どうですか、皆さん、社会思想なんて皆さん、読めますかね。学生も読ませてもパソコンのウィキペディアに書いてあることをパッと見て発表するんですね。ちゃんと本を読んでないんですよ。買ってない。文庫本なのになんで買わないのか。遊ぶのに金は使うのになんで本を買わないのかと思うんですが、この頃、便利がよくなったからパソコンでパッととればレポートもすぐ、できあがる時代ですから、演習をしないといけない。企業概論があつて企業演習を入れるとか。最後にはインターンシップも用意する。インターンシップ演習。2年にわたつてアドバンスド・インターンシップもつくっちゃいました。実践型にしようということが一つ、思想、制度、3年次になると、黄昏状態になりつつありますが、「生活協同組合論」とか、

こんな科目をおいているところ、どこにあるのかなど。実は私の学生時代はあったんですよ。嶋田先生がいたからではないですが、賀川豊彦の流れを組んで生協はいると。受講者は少なかったんですが。「社会福祉協議会論」、こんなのは「地域福祉論」で誤魔化すんですが、そういうものをちゃんとおこうと。社会福祉では手が届かないものを、どんどん入れていこうと好き勝手にやっているわけですけど。こういう学科をつくったわけです。

### 教育 GP の採択―「起業プラクティス」

学科はつくっただけでは我慢できずに「起業プラクティス」という、どういう学士力をつけるかということで、教育 GP に採択していただきました。後で聞くと満点で入ったと。おかげさまで減額ではなく満額ついて、どうしようかなど。12月～3月までに使わないといけない。これだけでも頭が痛いんですが。自分たちで問題解決をしたい、チャンスと場所と支援をすれば、学生はやるんだということが、わかったんですね。1年生が在日外国人の人たちで、同志社のバーザルカフェからまねたものです。パクリでやっていますが、こういう人たちの社会参加の機会をどうつくったらいいか。いろいろ考えたけど、できることはエスニック料理をつくることしかできない。それをつくるのが自信になるんだということを学生たちは気づき、パーティを開き、つくったものをケータリングして会社に売り込んでいって自信をつけていった。1年生が。全国の学生社会企業家大会に応募したら、なんと優勝しちゃいましたね。ベルリンまで行ったんですよ、世界大会に。一回戦で敗退、無残でしたけど。そういうチャンスを与えて教育していく機会をつくれば、学生は変わるんだということを思ったんですね。それを授業の科目にできないかなど。学生が自分たちで企画して、自分たちでお金を集めて、自分たちで、私たち教員を社会資源として使い、こういうもので提案していただいて、今、文部科学省からの役人から怒られていますけど、「こんなんやって学生のアルバイ

トするんだらう。学生のたまり場をつくるだけじゃないか、教員は何をするんだ」「そしたら最初から採択しないでよ」と言いたいくらいです。「店舗にしたら、金儲けさせるようなことをさせて、文部科学省からお金が出たとなると私のクビが飛ぶ」と言われてしまいました。悪戦苦闘しておりますが。ある意味で、もっと学生に社会とつながるチャンネルをつくれれば「変わる」ということを今、経験しています。

基本的には5つのことを申し上げたいと思います。一つは今、福祉に足りないのはサービス開発、コミュニティ開発、資源開発をする能力が弱っている。福祉だけではないかもしれませんが、そこを何とかしたい。2つ目は福祉教育の資格をとっても、ミッションが、ぶれない、そういう思想、歴史上人物に、どういう人がいたか。こういうことをちゃんとやれるようにしたい。3つ目は、実践と政策をつなぐような、特に自治体に入ると計画とかの部門、そこがいつも弱いと思うんです。社会福祉をとっても計画部門に回してもらえない。計画部門にいる人をいかに福祉づけにするか。そういうところを計画に携わる人たちを、もっとつくり出さないといけない。4つ目は地方分権の時代ですから市民参加、住民参加を事業化できる人がいる。コーディネーターとかスタッフ。仕事にならないとできないわけですが、ボランティアスタッフ、地域開発をやりたいという人材養成をやらないといけない。それに着目しています。社会福祉士の独立事務所。オフィスをつくって食っていけるように。別途考えないと難しいかなと思いますが。5つ目は企業の中にも CSR とか、社会責任投資とか、地域貢献を、どう展開するかをわからないといけない。ソーシャルビジネス、コミュニティ・ビジネスに社会福祉士たちがどんどん入っていく。こういう力をつけないといけないのではないかな。こんなことを考えていまして、あと3年後にどうなるか、世に問われるわけですが、中間報告をさせていただきます。

(文責・編集部)

(注) 三人のゲストスピーカーの先生の肩書きは2009年12月現在のものです。

## 特集 2

# 「『地域力』ラウンドテーブル in 同志社大学」に参加して

羅 珉京（大学院社会福祉学専攻博士後期課程1年）

2010年1月24日（日）、新町キャンパス溪水館会議室において、「『地域力』ラウンドテーブル in 同志社大学」が開催された。この会議は、2009年度厚労省老健局振興課所管の老健事業の一環として、生活福祉研究機構による「在宅支援における介護サービス施設等と地域包括支援センターの役割および地域連携に関する調査研究」の総括的議論を、同志社大学社会福祉教育・研究支援センターの協力を得て、行ったものである。

地域包括ケアをめぐるのは、行政と住民との協働や人材と組織のネットワークの実態が多く報告されてきた。しかし、介護保険制度が定着した今日、地域資源としての施設の位置づけがより重要になってきており、今回は改めて、地域づくりにおける施設と地域包括支援センターのあり方を検討したのである。

会議は2部に構成された。まず第1部では、「介護サービス施設等は如何にしてその地域資源力を発揮しうるか」をテーマに、四日市市社会福祉法人青山里会と熊本市社会福祉法人健成会の関係者から報告を受けた。報告された内容をもとに、施設等のもつ介護ノウハウとそれを地域に生かす手法、地域における施設等の連携主体と問題解決への取り組みなど、地域資源としての施設等の活動状況と課題について、活発な意見交流が行われた。第2部では「地域連携の核としての地域包括支援

センターに求められるもの」について、静岡市高齢者福祉課と秦野市高齢介護課の関係者から報告をいただいた。地域包括支援センターにおける専門職の対応とその連携、地域資源活用の現状についてさまざまな意見を交わした。

報告を聞いて、大規模施設でありながら、常に自己研鑽に努めている2ヵ所の施設の報告から、施設を媒体として地域連携することが有効であることがわかった。また、地域包括ケアのために、施設と地域包括支援センターはどのような役割を果たしていくかなど、さまざまな課題があることを改めて感じた。さらに、本会議を通して、地域包括のためには、「地域連携」がいかに重要であるか、「地域連携」のためのボトムアップの仕掛けが必要であることを学んだものの、いまだ「地域連携」とは何か、その概念や連携対象および連携のための具体的な方策が不明確であるように思われる。

地域福祉を推進する施設に注目し、研究を進めている私にとって、今回の会議は有意義なものであった。今後施設を含め、地域包括ケアのために、地域福祉資源となる諸主体の連携に視野を広げ、研究を深めていきたい。また、地域包括ケアに向けて、望ましい「地域連携」の定着、そして地域連携主体としての施設と地域包括支援センターのさらなる発展を期待したい。

## 「地域包括支援センターの課題と可能性を探る

### —介護保険制度と高齢者福祉のパワーアップのために— 報告

中村友香（医療法人芳洲会 村井病院 医療ソーシャルワーカー）

去る2010年1月30日、同志社大学にて地域包括支援センター研究プロジェクトによるシンポジウムが開催された。同プロジェクトは地域包括支援センターが高齢者福祉をどのようにパワーアップ

させていくかを問題意識として2007年12月から始動している。シンポジウムのテーマとして「地域包括支援センターの課題と可能性を探る—介護保険制度と高齢者福祉のパワーアップのために—」

を掲げ、研究機関、行政、職員それぞれの立場から地域包括支援センターの現状と課題等について報告があった。

第1部では、地域包括支援センター研究プロジェクトから2年間の調査研究成果として主任介護専門員へのインタビュー調査を通じた地域包括支援センターの現下の状況と問題点について報告された。報告者は、同志社大学の山田裕子先生、大阪人間科学大学の峯本佳世子先生、関西福祉科学大学の斉藤千鶴先生、東大阪大学短期大学部の杉原百合子先生の4名である。地域包括支援センターにおける「連携」の具体性に迫ることを目指した内容であった。調査結果として、地域包括支援センター内での3職種の連携状態は専門職員間の関係を保つ努力はされているが、専門分野を明確にして役割分担しているところは少ないことが報告された。

第2部では、地域包括支援センターの業務に携わる職員の方々から、組織の現状と課題、提案について報告された。最初に、三重県志摩市総合支援室の前田百合子さんから志摩市の総合相談支援システムと高齢者等虐待防止の取り組みについて報告された。総合相談支援システムとは、志摩市において市民の提案から生まれた高齢者・障害者・児童・生活困窮・健康相談など保健・福祉のあらゆる分野を横断した総合的な支援センターであり、そこには地域包括支援センターの機能も含まれている。志摩市で総合相談支援システムがどのような経緯で誕生し発展するに至ったのか、ま

た志摩市で課題となっている高齢者虐待の早期発見方法や安心見守りネットワークのあり方などについて報告された。

続いて、京都市紫竹地域包括支援センターの今井昭二さんから紫竹地域包括支援センターの組織の現状と課題、今後の提案について事例を交えて報告された。活動報告のなかでは、特に精神に関わるケースが多くなっていること、また相談者を取り巻く問題が多様化・複雑化していることが報告された。

最後の報告者として、京都市山階地域包括支援センター及び同志社大学大学院公共政策科学研究科博士前期課程の田中八州夫さんから地域包括支援センターの業務多忙原因の分析、ネットワーク、活動事例について報告された。調査結果より、業務多忙の原因は退院援助にかかる暫定プランの増加、認定処理件数の多さ、相談件数の肥大化と相談内容の高度化などが挙げられ、それに対する対応方法やネットワークの大切さについて報告された。

全体討議では、フロアからの地域包括支援センターの活動がみえにくいことに対する指摘や社会資源の開発の仕方等について質問があり、それらに対して第2部の報告者3名がそれぞれ意見を述べた。

今回のシンポジウムを通して、地域包括支援センターが高齢者福祉を支えるためにいかに重要な役割を担っているかとともに、組織づくりや連携づくりのあり方、理想と現実とのすり合わせ、ソーシャルワーカーが抱えるジレンマなど議論すべき課題も多く残されていることを実感した。

## 第2回自主シンポジウム：自殺予防について考える

### 自殺予防におけるソーシャルワークの視点と可能性

—生きることへのまなざし—

大倉高志（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程1年）

2010年3月22日、同志社大学において、自殺予防におけるソーシャルワークの視点と可能性を考えるシンポジウムが開催された。

コーディネーターとして同志社大学社会学部の木原活信教授が司会進行を担当し、4人のシンポジストが実践報告をした後、会場との質疑応答が行なわれた。

最初に実践報告をされた日立製作所神奈川工場の精神保健福祉士である田村綾子氏の発表で印象的だったのは、「対象者の『不安』や『悩み』を共に抱え、対象者がそのように日々がんばっている姿を『知っている』私（支援者）がいることを伝え続けること、即ち『存在の肯定』という支援が大切だと思います。」という言葉だった。私は、田

村氏が日々の相談支援の現場において、対象者のありのままの辛さを共有し、その過程における可能性の芽吹きと育ちを信じ続ける姿勢に共感した。

岩倉病院ソーシャルワーカーの上田正人氏からは、精神科医療機関における相談支援担当者としての経験を踏まえた発表がなされた。上田氏は、精神科における患者の自殺について、「長い間、病人を生きるしんどさというものがある、その辛さが自死に繋がることもある。そのしんどさというものが、本人も周りも支えきれない形で存在していた…」と表現された。また、幻覚や妄想などの「症状に引きずり込まれるように死んでいく」場合があることにも触れ、精神科における自殺予防の難しさにも言及されていた。

京都府丹後保健所の精神保健福祉相談員である西邑章氏からは、「家族も関係者も『支援者である前に一生活者』であるという事実」があり、「ど

んなに頑張っても24時間利用者に寄り添えない限界がある」ことを認識した上で、「ソーシャルワーカーとして個別支援を一生懸命やること」と「地域における理解を広げ、『地域の力』を信じること」が大切であるとの報告があった。

最後に、同志社大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程の引土絵未氏から、自殺予防に主眼を置いた相談支援の実践についてのインタビュー調査の報告と共に、ご自身の自死遺族としての体験の発表があった。引土氏は、ご自身が「語ること」によって苦しみから解放されたことを踏まえ、感情をきちんと話すことが大切であることを強調されていた。

「日常の相談支援業務をしっかりとやることが、自殺を予防することに繋がっている。」このメッセージは、今後も現場の担当者を力強く後押しするものになるだろう。

## 国際講演会「福祉レジームの多様性： レギュラシオン・アプローチの観点から」

陳 勝涛（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士前期課程1年）

3月25日に、当講演会が同志社大学寒梅館にて開かれた。四天王寺大学の中原隆幸先生及びフランス国立科学研究センターの Bruno Théret 氏による社会的レギュラシオン理論及びその観点から福祉レジームの国際的分類と比較等の内容が盛り込まれていた。

個人としては、社会的レギュラシオン理論を今回の講演会をもって、初めて耳にしたものだ。それを理解するのに精いっぱいだったとも言える。しかし、それゆえに、ずっと社会福祉的理論を学ぶなか、新鮮なものを今回の講演会を通じて得られたと実感した。

次は、簡単に今回の講演会の内容を紹介させていただく。

講演会の冒頭では埋橋先生が挨拶をし、今回の講演会は社会福祉学及び経済学その両領域での共同開催だと話した。

次に、中原先生は今回の報告の目的及び概要を説明し、そして主に、社会的レギュラシオンとは何かについて基本的な理論を紹介した。中原先生

の話によると、「レギュラシオン」は英語の「規制」という語義とは異なり、フランス語で「調整」という意味で、もともとは経済学領域の用語だった。ミクロレベルからメゾ、そしてマクロレベルまで、あらゆる領域を影響し、賃労働関係を表す「賃金」や政治と経済との関係を表す「租税」といった媒介的な機能を有するという。また、その方法論については、一般的な制度経済学の方法論と比較し、社会的レギュラシオンは「社会的な妥協」を強調し、それが存在するかどうかによって、福祉レジームを左右すると示した。社会的レギュラシオンは、社会において、経済的な問題、政治的または社会的な問題をそれぞれの領域で解決することはもはやできなくなっており、それぞれの問題をトータルの、複合的な観点から考えるのだ。

中原先生の話では、Bruno Théret 氏はレギュラシオンを社会的なるものとし、さらに、それは「経済的なるもの」と「政治的なるもの」によって重層的に構造化されていると示しているという。具体的に言うと、「経済的なるもの」を人間とモ

ノとの関係により作り上げる秩序とし、「政治的なもの」を人間と人間との関係により作り上げる秩序とするという。「経済的なもの」と「政治的なもの」と、その両者を別々で扱うのでは社会をうまく動かない。その両者を円滑に動かすには社会的レギュレーションが必要だ。つまり、社会的レギュレーションは人間とモノによる秩序を円滑につなげるための「租税」で、人間と人間による秩序をうまく動かすための「国家的な政治システム」のような象徴的媒介なのだ。

社会的レギュレーションについて、中原先生によるその基本的な理論の紹介が終わり、Bruno Théret氏は「経済的な秩序」及び「政治的な秩序」が国家の社会保障システムの構造について、影響を与えて、各国(アメリカ、日本、ドイツ、スウェーデン)の福祉レジームを社会的レギュレーションという観点から比較して説明を行った。

1990年代、エスピン・アンデルセンは福祉国家を自由主義、保守主義、社会民主主義とその三つの世界に分かれていた。しかし、後には、日本は自由主義的福祉国家ではないし、その三つの分類に一致しないと認識した。一方、Bruno Théret氏は社会的レギュレーション的観点を用いて、アメリカ・日本・ドイツ・スウェーデンといった四国の社会保障システムを分類した。アメリカは市場を中心とし、個人的自由を重視する。日本は会社を社会保障の担い手とし、家長主義だ。一方、ドイツは市民社会を中心とし、個々人の間の協力を重視する。スウェーデンは国家が中心となって、社会全体的な協力を求める。また、社会的背景から見ると、アメリカと日本は非商品化及び福祉国家化の程度が低いことに対し、ドイツとスウェーデンは高いことを示したのだ。

## ベーシック・インカム日本ネットワーク 設立記念国際学術シンポジウム

森 瑞季(同志社大学大学院社会福祉学専攻博士前期課程2年)



2010年3月26日と27日の二日間に渡り、ベーシック・インカム日本ネットワーク設立記念国際学術シンポジウムが開催された。

一日目は、経済学部の山森亮准教授の司会のもと、まずパヴァリア大学のアンドレア＝フマガリ教授を迎え、ベーシック・インカム(以下BI)についての報告がなされた。フマガリ教授は現代社会において様々な理由で貧困に陥る人々の例を挙げた。政府は生活保護などの政策を打ち出してき

たが、果たしてそこで人間の尊厳は守られてきたかということを行った。そして、BIは人間の尊厳を守る手段になりうるのだと言った。バイオ・エコノミクスとは何なのか、資本主義とは何なのかを私たちに問いかけ、それ自身が引き起こす矛盾についても話した。その後、大阪市立大学の古久保さくら准教授、立命館大学教授の崎山政毅教授らと女性たちの現状はどうなっているのか、であるとか、メキシコのコーヒー農園に隠された奴隷制などの話を通して、そういった不安定な状況を打開するためのひとつの策として、BIは作用するという結論として出した。

続いて二日目には、経済学部の橘木俊詔教授の挨拶のあと、京都府立大学の小沢修司教授の司会のもと、バース大学のガイ＝スタンディング教授から労働や人間についての提案があった。人間が不安定な状況に陥ると過激主義に走りやすい、との話もあった。現代社会のプレカリアートがそうである。そして、中国のとある地域では(これはその地域に限った話ではないが)、労働者はいつ

もパノプティコンのように監視されているそうである。これでは人間の尊厳は守られているとはいえない。また、教授は、二年前に中央アフリカでBIのパイロット活動を始めた。すると、子どもの栄養失調が改善され、就労率も向上し、女性の地位も大幅に高まったそうである。経済的な保障などの安心感が与えられると、突き詰めるとよりよい市民になることのあらわれであったと教授は

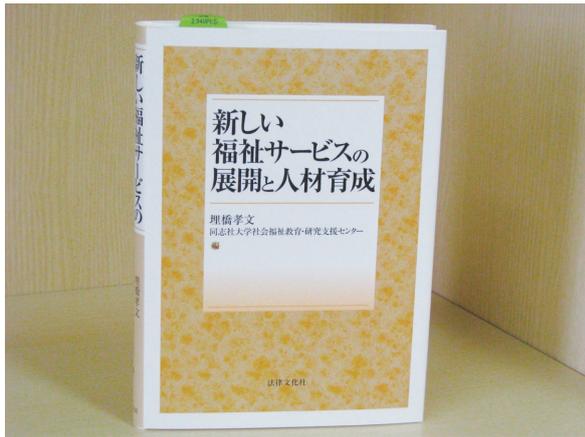
話した。その後、東京大学の武川正吾教授は、よいBIと悪いBIがあるのでは、という話をした。BIは分かりやすいが故に、新自由主義に語られる怖さもあるということである。最後に、社会保障の危機として、今日、保障できないようなリスクに人間がさらされることも増えたが、BIはそれをフォローし得る存在になるのではないかということで、シンポジウムは終了した。

## 書評 1

### 埋橋孝文・同志社大学社会福祉教育・研究支援センター編 『新しい福祉サービスの展開と人材育成』

(法律文化社、2010年3月刊)

今井小の実 (関西学院大学)



本書は、「組織的な大学院教育改革推進プログラム」(大学院 GP) に採択された「国際的『理論・実践循環型』教育システム」(平成19~21年度、責任者・埋橋孝文) の研究成果である。その具体的な取り組みの一つとして設立されたのが、同志社大学社会福祉教育・研究支援センターであった。本書には、そこでの「新しい福祉サービスの展開と人材育成」というテーマに基づき、社会福祉学科の専任教員をリーダーとして発足された研究プロジェクトの成果と同学科のユニークな「実習」の取り組みに関する報告が掲載されている。プロジェクトは、①「福祉でまちづくり in 京都」地域貢献、②産業メンタルヘルスにおける自殺予防、③介護保険制度における要支援ケースの健康・機能実態と介護ニーズの推移、④福祉専門職のキャ

リア形成、⑤実習教育研究、⑥事例研究・研修、⑦福祉サービスとヒューマンパワーに関する国際比較という7つのユニットから構成されている。具体的には、第Ⅰ部「新しい福祉サービスの展開」には①~③まで、第Ⅱ部「明日の福祉を担うヒューマンパワーの育成」では④~⑥までのプロジェクトの研究成果がおさめられている。加えてⅡ部では、同学科の独自の取り組みとして2006年度から設置された「社会問題実習」と「国際社会福祉実習」の紹介と考察がなされている。さらに第Ⅲ部「福祉サービスとヒューマンパワーに関する国際比較一日韓比較と中国」では、主に高齢者福祉の分野についての日韓中国の現状と分析が報告されている。

さて周知の通り2009年の社会福祉士資格関連科目の変更にともない、現在、社会福祉士養成に携わる大学では社会福祉教育のカリキュラムの変更を迫られ、その対応に追われている。そのような社会福祉教育の現状を想起したとき、本書のもつ意味は決して小さくないと考える。第Ⅱ部の冒頭で黒木保博氏が指摘するように、社会福祉専門職養成教育は、養成施設・専門学校レベルでも取り組まれているが、それらの社会福祉士養成施設とは異なった研究・教育環境をもつ福祉系大学では、いわゆる「近視眼的な専門家」ではなく、「幅広い視野をもった専門家」を育てる上で有利である

こと、また「これまでの社会福祉学という専門分野・領域は、大学における幅広い教養教育の一環として社会福祉専門教育が行われてきたという、この幅の広さにこそ支えられてきたもの」であるということ、そしてさらに「このことは、これからもそうあるべきもの」という認識(81p)は、現在、カリキュラム変更に追われ、その対応の迷宮に迷い込んでしまっているかのような大学における社会福祉教育にとって非常に重要なものではないだろうか?そして本書は、そのような状況下で模索する大学の社会福祉教育にとって貴重な羅針盤になると信じる。

たとえば、第Ⅰ部では、第1章「地域福祉における新たな福祉サービスの開発と推進」、第2章「自殺予防におけるソーシャルワークの視点と可能性」、第3章「地域包括支援センターの主任介護支援専門員の役割」で、福祉の新しい実践の場について検討を行い、これらの新たな分野にかかわる福祉系の専門職の存在意義を問いかける。その上で第Ⅱ部では具体的な人材育成のための専門職教育についての検討が行われていく。第4章「職業としての福祉職」で福祉系学生が福祉関連職に進まない理由を検証する一方で、従事者にキャリア継続要因等を問うことで福祉職の魅力を明らかにしようとした試みがなされる。「スーパービジョンシステム等の存在や充実、また専門性への周囲からの承認の構築等を学会、専門職団体等が連携して図ると同時に、そのことを学生たちに伝えていく仕組み作りこそめざしていく必要があるのではないだろうか」(104-105p)との提案は、まさに実習教育、研修の関係から語られるべきものであり、第5章「社会福祉士養成における実習教育の動向と課題」につながっていく。研修の例としては、第6章で「事例を用いた研修モデルの構築」があげられる。さらに第7章「実習科目における新たな試み」として資格取得とは別に設定された、したがって社会福祉士養成教育の枠にしばられない自由な実習のスタイルとして同志社大学独自の二つの実習が紹介され、その意義とともに限界も指摘している。最後に第Ⅲ部では、この研究が「大学院教育における国際的な「理論・実践循環型」教育システムを構築する」目的で設けられたものであることから、第8章「社会支出の日韓比較」、第9章「日本と韓国におけるNPO・NGO」、第

10章「日・韓の高齢者福祉分野におけるヒューマンパワー」で主に高齢者福祉実践の日韓の比較がその前提となる経済的条件、福祉社会への転換期に重要なアクターとなるであろうNPOの比較の上で紹介、分析がなされている。さらに第11章「中国における高齢者福祉サービスと人材育成」では中国における現状も報告されている。

このように本書には、大学の社会福祉教育が資格取得向けのカリキュラムに振りまわされない、つまり「金太郎飴」のような状況から脱するためのヒントが随所に散りばめられている。

その上で、幾分気になった点を指摘しておきたい。それは見てきたように本書の内容が有機的なつながりを持っているにもかかわらず、それが少しわかりづらい点である。もちろんテーマに基づいて検討された上で設定されたプロジェクトであり、それぞれのユニットと全体の位置づけについては十分議論されたこととは思うが、研究成果として1冊の本として世に問うときには今一度、各章の連携、全体のなかでの役割を意識してまとめられてもよかったのではないかという点である。それは、おそらく本書の特徴とされた、大学院GPの取り組みの一つという性格から大学院生が運営や成果のとりまとめで大きな役割を担ったことからくる限界といえるかもしれない。またもう一つの特徴とされた、本プロジェクトが研究者だけでなく福祉職場、行政関係者も含む学外の「センター嘱託研究員」(全プロジェクトで計20名)との共同研究によることに由来するのではないかと思われる点もあった。たとえば第5章「社会福祉士養成における実習教育の動向と課題」は、本書のテーマ、目的からみても大切な要ともいえる章である。しかしそこで紹介された実習指導の授業のカリキュラムのなかでの位置づけを確認するための例は同志社大学のものではない。これはこの部分の担当者が学外の教員であったとの制約からかもしれないが、その後の実習への提言、あるいは前章での調査が同志社大学の学生であるとの点、さらには本書の性格から考えても残念だと思った点である。

しかしこういった些細な点は本書全体の意義を損なうものではない。先にあげた二つの特徴は、本書の特徴として最後に掲げられた「プロジェクトごとにテーマに関する「独自調査」を実施しオ

リジナルな視点と実証的裏づけをもつ知見の発見を心がけたこと」と深く結びつき、その達成に貢献している。調査に基づいた新たな知見を提示した本書は、その意味で大学院 GP の冠にふさわしいチャレンジ精神にあふれた内容となっている。そ

して本書が、社会福祉教育のありかたについて模索を続ける福祉系大学の一つの羅針盤になることは間違いない。筆者自身も同様の状況にある者として、多くのことを学ばせて頂いた。迷える福祉系大学の関係者にぜひ読んで頂きたい一冊である。

## 書評 2

埋橋孝文＋連合総合生活開発研究所編

### 『参加と連帯のセーフティネット： 人間らしい品格ある社会への提言』

(ミネルヴァ書房、2010年6月刊)

四方理人(慶応義塾大学先導研究センター研究員)



本書は、連合総研が2007年に発足させた「参加保障・社会連帯型の新しい社会政策・雇用政策の大綱に関する委員会」において検討された新たなソーシャル・セーフティネットのあり方についてとりまとめた研究成果である。研究会の発足から刊行までの間に、年金や医療等の社会保障制度やワーキングプアなどの格差・貧困問題が重要な政策の論点となる形で民主党連立政権が成立し、現在新たな社会政策・雇用政策の見取り図が求められており、本書はその役割が期待されると言っていだろう。

なお本書と同時期に、評者がかかわった生活経済政策研究所における共同研究プロジェクト「最低所得保障のあり方に関する研究」における研究成果である駒村康平編『最低所得保障』(岩波書店、2010年4月)が刊行されており、最後に2冊の提

言を比較するという変則的な形で書評を行いたい。

まず、本書の主な主張は、これまで日本におけるセーフティネットは、第1層に労働市場の規制、第2層に社会保険、第3層に生活保護と3層構造となっていたが、非正規雇用の拡大やワーキングプアの増大等、この3層構造から抜け落ちる人々が存在するため、社会保険と生活保護の間に社会手当と社会サービスを中心とした新たな層を加えた4つの層からなるソーシャル・セーフティネットを構築する必要性を提起している。本書の広範な社会政策・労働政策に及びすべてを評価することは評者の能力を超えるため、ここでは新たな社会保障に関する政策提言について取り上げる。

まず、社会保険の適用拡大が提案され、被用者保険の加入要件を緩和し1時間でも働けば正規従業員と同じ社会保険に加入する必要が述べられる。また、被用者保険と国民保険(国民健康保険・国民年金)の保険料率を原則として統一し、被用者保険の標準報酬月額の上限を撤廃することで、社会保険の応能負担を徹底する。そして、失業者についても雇用保険から、健康保険と厚生年金の保険料を拠出する「参加保障型雇用保険」が提案されており、あらゆる人々が同一の社会保険に加入し、能力に応じて負担するという意味で本書のキーワードとなる「参加と連帯」を表す提言となっている。

そして、第3層として、社会手当・社会サービスの提案がなされている。まず、「求職者就労支

援制度」が提案され、手当の支給決定と職業訓練の指導を同一のパーソナルアドバイザーが行うことにより、きめ細やかな就労支援を行うだけでなく、所得保障を充実させることによる長期失業の増加を防ぐ効果も期待される。ワーキングプアに対しては、給付つき税額控除により、再分配効果の弱かった日本の所得税制を変更し、これまで生活保障が行われてこなかった低賃金労働者に対する現金給付を行う提案となっている。また、給付つき税額控除導入の費用を試算している点も特筆すべき点であろう。

また、低所得者向けの医療軽減制度として、社会保険への加入を維持したまま低所得者に対する保険料と医療費の自己負担分の軽減を提案している。医療保険の保険料設定では、前述の被用者保険と国民健康保険の保険料を統一し上限をなくすことで、低所得者層に負担の重い国民健康保険の保険料が軽減されるとされる。そのほか、家賃補助や最低生活保障年金プラス所得比例年金なども提案されており、ほとんどの提案が社会保険と社会手当についての革新的な改革案となっている。

そして最後に、生活保護制度については、新たなソーシャル・セーフティーネットの構築により対象者が減少することが考えられるが、生活保護制度の本来の役割の一つである社会福祉サービスの重要性について再確認している。

では、最後に評者らによる『最低所得保障』での政策提案との比較を行おう。『最低所得保障』では、本書と同じく社会保険と公的扶助の間に十

分に包括されない人々への所得保障をいかに行うかについて考察している。本書では、ソーシャル・セーフティーネットの第3層として新たな制度の構築を提案しているが、『最低所得保障』では現行の所得保障制度の包括性を広げ、また制度間の整合性をとることによる対応が述べられている。具体的には、高齢・障害・遺族基礎年金、児童扶養手当、最低賃金、雇用保険、課税最低限といった制度を、高齢、障害、母子といった対象者別に整合性のとれた制度として給付水準と適用範囲を変更し、生活保護制度を一般的な人々を対象とした間口の広い制度とすることを提案している。したがって、本書と『最低所得保障』では、当初の問題意識は近かったが、生活保護制度の果たす役割についての提案としては、異なった見解に到達したと言えよう。

以上、新たに提案された第3層の社会手当と社会サービスは、魅力的なものとなっている。また、第2層における被用者保険と国民年金・国民健康保険、そして新たな「参加保障型雇用保険」の保険料の設定方法も意味深い提案に思われる。すなわち、現行の分立型の社会保険制度そのものを残すが、「参加と連帯」という思想から、どの保険に加入していても同じ保険料率となるという点で水平的公平でありかつ応能負担の厳格化による垂直的公平が目指され、結果として大企業の社員が有利であった社会保険を大きく変えることになっている。今後も本書の考え方を政策提言として、引き続き検討していただきたい。

## ヘルシンキ便り

### (2) 春－夏のヘルシンキから

石川素子（在フィンランド日本国大使館 専門調査員）

6月、フィンランド語ではこの月のことをケサクー（＝夏の月）といいます。その名のとおり、この国では6月の夏至の頃から本格的な夏が始まります。夏は全てが美しく輝く季節。長く暗い冬を埋め合わせるかのように、太陽はいつまでも照り続け、夜の11時を過ぎてもまだ薄明るい日々が続きます。白夜のこの季節、人々は約1カ月間の

夏休みを取り、湖畔のサマーコテージで過ごしたり、ヨット遊びに興じたり、サウナとビールを毎日のように楽しんだりすることで人生を謳歌します。これは次に必ず訪れる厳しい季節に備えるための充電期間なのです。

思い返せば今年の冬は厳しい寒さで、気温がマイナス15度以下となることが頻繁にありました。



さらに30年ぶりの大雪に見舞われ、南部のヘルシンキでさえ4月中旬まで雪が残っていました。ようやく若葉が芽吹いたのが5月中旬で、その後はまるで春と夏が同時にやって来たかのように、花が咲き乱れ、草木はすさまじい勢いで成長しています。私もこの時期になるといつも、辛い季節のことはすっかり忘れてしまい、うきうきとした気分になります。

さて、前回の寄稿の最後に、ストライキのことについて少し触れましたが、その後、それは治まるどころかあらゆる業界に波及し、3月から5月にかけてはまさに「ストライキの春」といえる状況となりました。一般市民の生活に最も大きな影響を与えたのはバス運転手と加工食品従事者のストライキです。ヘルシンキは公共交通網が発達していますので、多くの市民は通学・通勤にバスやトラムを使用します。ですからこれらがストップすると、人々の移動に深刻な支障をきたすのです。前もって予告されているストライキならそれなりに対処することができますが、問題は運転手たちが急に業務を拒否した場合です。私も職場から帰宅中、状況を知らずに1時間近くバス停で待ちぼうけを食らい、仕方なく歩いて帰ったことがありました。また、加工食品従事者のストライキにより、全国のスーパーマーケットで食料品が品薄になるという事態が起きました。特に商品が底を尽きかけたのは、牛乳、乳製品、パン、ハム類で、これらの商品棚は殆ど空に近い状態となってしまったのです。こうした食料品はフィンランド人の毎日の食事に不可欠なものばかりですので、近隣諸国から代替品を輸入したり、雇用者側がストライキ労働者に代わって仕事をするにより必要最小限の生産を保ったり、労働組合に所属していな

い家族経営の業者が昼夜を問わず働くことによって何とか苦境を凌ぐことができたそうです。

全国で多発するストライキの状況を、私は一外国人として興味深く注視してきましたが、こうした強行手段による被用者の要求は、大きくわけて次の三つに分類することができますと思います。第一は、昨今の不況による雇用不安の中で、雇用者に解雇を行わないことを突きつけるというものです。2008年夏の世界金融危機以来、様々な企業で人員削減が行われてきており、人々は必死になって自らの雇用を守ろうとしています。次に第二は、人員削減は現在雇用されている人々の業務量の増加を引き起こしたために、給与アップと待遇の改善を求めるといえるものです。そして第三は業務遂行の拒否です。これは、新法の制定により、昨年12月から日曜日の商店開店が可能になったことが理由として挙げられます。フィンランドでは雇用者は被用者を休日出勤させる場合には、平日の2倍の賃金を支払う義務があるのですが、日曜日の開店に伴って、雇用者側がこの義務からうまく逃れるような契約を被用者との間で締結しようとする動きがあり、それに怒った被用者が仕事を拒否したのです。

夏季休暇期間に入り、ストライキもようやく一息ついたかに見えますが、一般市民はこうした日常生活に支障をきたすような問題にどう対応しているのでしょうか？消費者や顧客優位の日本なら、きっと物凄い苦情の嵐が起こることでしょう。しかし、フィンランドの人々は、時には買いだめなどの手段を用いながら、静かに事態の打開を待ち続けるのです。苦情や不満が労働者を動かさないことを彼らは知っているのかもしれませんが、労働争議はお互い様と思っているのかもしれませんが。勿論、私のような外国人が母国の状況と比較して、怒って訴えたとしても何の効果もありません。まさに「郷に入っては郷に従え」で、そういう大らかな態度で事態に臨むと、不便さを楽しむことさえできるのです。

次回には、前回紹介したフィンランドの高齢化問題に関連する最新の動きと、子どもを取り巻く状況について取り上げたいと思います。しかしその前に、私もフィンランド人のように思い切り短い夏を楽しむことにします。残念ながら彼らのように1カ月も仕事を休むことはできないのですが…。